

神奈川県健康医療局
生活衛生部生活衛生課
食品衛生グループ御中

2019年度神奈川県食品衛生監視指導計画（素案）への意見

生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ
理事長 吉中 由紀

記

第2 重点監視指導事業

1. 食中毒予防対策

- ・食中毒予防対策において、カンピロバクター等による食中毒が多発しており、市販されている生の鶏肉約5割からカンピロバクターが検出されているという事例もありました。食中毒の予防には食肉の十分な加熱や、二次汚染防止が重要で、生肉あるいは加熱不十分な状態で提供している飲食店、食肉販売店に対して販売時に十分な加熱が必要な旨の情報を提供するように指導を求めます。
- ・ノロウイルスについては例年多くの食中毒の要因となっており、近年では調理従事者のノロウイルスの“不顕性感染”を原因とする食中毒の多発についても報告されています。不顕性感染については認知度が低く周知していただくとともに、従事者の健康管理や食品の取り扱い方法等の啓発を求めます。

2. HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた指導

- ・中小の事業者において、HACCPの導入は人員の確保と時間の確保が一時的には大きな負担となり大変難しいと聞いていますが、「HACCP支援法」など国の施策とともに、より一層の普及活動を期待します。

3. 輸入食品衛生対策

- ・日本国内と国外では、食品の企画や添加物等の基準が異なっており、日本の規格基準に合わない輸入食品の流通を懸念します。検査の実施とともに販売店においては、県民に分かりやすい適正な表示が徹底されるよう指導をされることを求めます。

4. 適正な食品表示の徹底

- ・消費者の視点から、食品の表示状況をモニタリングする神奈川県食品表示ウォッチャーの活動が2018年度事業で終了とお聞きしました。消費者の視点でモニタリングし報告する活動は、消費者教育にもつながり終了は残念です。今後も消費者支援かながわ、生活協同組合など消費者と連携した適正な食品表示の徹底に向けた取り組みを要望します。
- ・食物アレルギーは少量でも重篤な症状を引き起こします。アレルゲンを含む食品については、新たな食品表示法に基づく適正な表示がされるよう講習会などを通じて事業者に対する周知も要望します。
- ・「ゲノム編集」を使って品種改良した食品について、一部の技術については規制の対象外とし、届け出のみで販売を認め、届け出の義務化については、現在の技術ではゲノム編集した遺伝子の変化かどうかを検出することが難しく現時点では見送る。という報道を目にしました。情報は食品を選択する際に必要なことです。選択ができる表示がされることを望みます。

第6 と畜場の衛生対策及びBSE対策

1. と畜場の衛生対策

- ・近年では、鳥獣被害の関係からも個人消費でのシカやイノシシなどの野生鳥獣を食べる機会が以前より増えました。野生の鳥獣は寄生虫やE型肺炎ウイルスを保有している可能性があり、調理加工時にも衛生管理への注意が必要です。流通していないものについては、自己責任の範疇にあり、加熱調理の徹底など感染予防に向けた注意喚起を要望します。

第7 違反食品等への対応

- ・『必要に応じて違反の内容を公表します。』とありますが、消費者として選ぶ基準となる情報は、十分な公表を望みます。

第10 県民との意見交換及び情報提供

2. 食品衛生情報の提供

- ・ホームページの認知がなかなかされていないように感じています。情報の提供として簡便な方法がないかさらなる検討をお願いします。スマートフォン所有者が増えていることを考えると、二次元バーコード等による検索方法もあるのではないかと思います。老若男女問わず情報の入手を簡便にする手法を望みます。